

## アジア生物資源環境研究センター登録研究員の受入れに関する内規

2021年4月15日

教員会議制定

第1条 この内規は、東京大学大学院農学生命科学研究科附属アジア生物資源環境研究センター（以下センターという。）の施設、設備の使用を希望する研究者を、登録研究員として認定するためのものである。

第2条 センターの施設、設備の使用を希望する者は、センター専任教員による推薦を受け、教員会議で、登録研究員として認定、登録されなければならない。

第3条 登録研究員は、推薦したセンター専任教員の責任のもとで、センターの施設、設備を利用することができる。

第4条 登録研究員は、センターの施設、設備を利用して挙げた業績をセンターに報告しなくてはならない。

第5条 登録研究員の研究期間は、1年以内とし、延長する場合は1年ごとに教員会議による認定を更新しなくてはならない。

第6条 教員会議において、登録研究員が施設、設備の利用を継続することが不相当と認められたときは、登録は抹消される。

### 附則

この内規は、2021年4月15日から施行する。